# 西条市

# 成年後見制度利用促進基本計画

(令和4年度~令和8年度)



令和4年3月 西条市

# 目 次

第1章	計画策定の概要	1
第1節	ő 計画策定の趣旨	1
1	計画策定の背景と意義	1
2	成年後見制度の内容	1
第2節	節 計画の位置づけ	2
1	計画の根拠	2
2	計画の対象	2
3	上位計画等との整合	2
4	計画の期間	2
第2章	現状と課題	4
第1貿	節 西条市の人口推移と高齢者・障がい者の状況	4
1	人口と高齢化率の推移	4
2	要介護等認定者数の推移	4
3	認知症高齢者数の推移	5
4	障害者手帳の所持者数	5
第2節	節 成年後見制度の利用状況	6
第3節	節 成年後見人等の担い手	8
第4節	節 成年後見制度利用支援事業	10
1	首長申立て	10
2	福祉サービス利用援助事業	11
3	利用助成	12
第3章	成年後見制度利用促進にあたっての目標と基本的な考え方	14
第1節	币 目標	14
第2節	節 基本的な考え方	14
1	権利擁護支援の地域連携ネットワークと中核機関について	14
第4章	実現に向けた具体的な取り組み	20
第1貿	が 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築	20
1	権利擁護支援の中核となる機関の設置・運営	20
第2節	が 成年後見制度の広報・啓発活動の強化	21
1	市民へ向けた広報・啓発活動	21
2	関係者へ向けた広報・啓発活動	21

第5章	計画の推進に向けて22	),
第1節	計画の評価	)
第2節	計画の進行管理22	)
参考資料	23	}

## 第1章 計画策定の概要

## 第1節 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の背景と意義

認知症や知的障がい、その他の精神上の障がい等があることによって、財産の管理や日常生活等に支障がある方々への権利擁護支援のニーズは高まっており、地域社会全体で支えていくことは大きな課題となっています。

国は、成年後見制度が他の社会福祉制度とともに判断能力の不十分な高齢者や障がい者を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年 5 月施行)及び成年後見制度利用促進基本計画(平成 29 年 3 月閣議決定)を策定し、市町村に対しては、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものと明示しました。

「西条市成年後見制度利用促進基本計画」(以下「本計画」)は、西条市の高齢者・ 障がい者等が住み慣れた地域で生活できるよう、成年後見制度に対する方向性を示 し、取り組みを継続的・体系的に実施していくため策定したものです。

#### 2 成年後見制度の内容

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がい等の理由によって判断能力が不十分となった人が、財産管理や契約で不利益を被ったり、尊厳が損なわれたりすることのないように支援する制度です。この制度は判断能力が不十分な人が利用する「法定後見制度」と、判断能力があるうちにあらかじめ将来のことを決めておく「任意後見制度」の2種類があります。

#### (1) 法定後見制度

すでに判断能力が不十分な人を家庭裁判所に申立てを行うことにより、家庭 裁判所が選んだ「成年後見人」「保佐人」「補助人」と呼ばれる支援者(以下「成 年後見人等」)が、主に法律面で本人を支援する制度です。法定後見制度は本人 の判断能力の程度等に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分けられ ています。

類型	後見	保佐	補助
	判断能力が欠け	判断能力が著し	判断能力が不十
対象者	ているのが通常	<不十分な人	分な人
	の状態の人		

#### (2) 任意後見制度

認知症等で判断能力が不十分となった場合に備えて、将来、誰にどのような支援をしてもらいたいかという内容を決めて、公正証書により契約(任意後見契約)に従って任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。

## 第2節 計画の位置づけ

#### 1 計画の根拠

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条の市町村の講ずる措置となる基本的な計画です。また、閣議決定された政府の成年後見制度利用促進基本計画に基づくものです。

#### 2 計画の対象

本計画は、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等、さまざまな障がい特性 や年代の市民を対象とするため、広い視点で計画を策定する必要があります。

#### 3 上位計画等との整合

本計画は、上位計画に位置づけられる「西条市総合計画」と調和し、「西条市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「西条市障がい者基本計画」等その他の関連計画との整合性を図ります。

#### 4 計画の期間

令和4年度~令和8年度(5年間) 令和6年度に中間見直し

今後、高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び障がい者基本計画、その他の計画等の該当する部分に成年後見制度の利用促進において必要な施策を反映し、本計画を それぞれの計画に組み込みます。

## 【関連計画及び期間】※予定



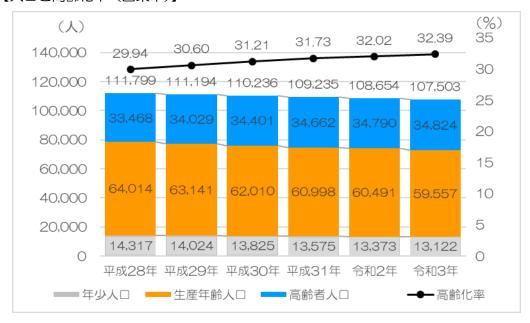
# 第2章 現状と課題

## 第1節 西条市の人口推移と高齢者・障がい者の状況

## 1 人口と高齢化率の推移

西条市の人口は、減少傾向で推移しており、令和3年には107,503人となっています。一方、65歳以上の高齢者人口は、増加傾向で推移しており、令和3年には34,824人、高齢化率(総人口に占める高齢者の割合)は、32.39%となっています。

## 【人口と高齢化率(西条市)】



出典:住民基本台帳(各年3月末時点)

## 2 要介護等認定者数の推移

西条市の要介護等認定者数は、緩やかな増加傾向で推移しています。 令和 2 年度の時点で、認定者数は 7,130 人となっています。

## 【介護保険認定者数(西条市)】



出典:平成 28 年度~令和元年度 介護保険事業状況報告(年報) 令和 3 年 介護保険事業状況報告(3 月月報) (各年度末時点)

## 3 認知症高齢者数の推移

令和2年、西条市の要介護等認定者に占める認知症高齢者(「認知症高齢者の日常生活自立度」 II 以上の高齢者)は、3,959人であり、高齢者のおよそ9人に1人が認知症という状況です。

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者は年々増加していくことが見込まれ、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられます。

【高齢者人口に占める認知症高齢者数と割合(西条市)】

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年
65歳以上の高齢者人口(人)	33,468	34,029	34,401	34,662	34,790
認知症高齢者数 (人)	3,638	3,464	3,598	3,879	3,959
割合 (%)	10.9	10.2	10.5	11.2	11.4

出典:愛媛県内認知症高齢者数調査(各年4月1日時点)

## 4 障害者手帳の所持者数

西条市の障害者手帳の所持者数は、令和2年度で療育手帳所持者は1,221人、精

神障害者保健福祉手帳所持者は 726 人となっています。手帳所持者の中には、判断能力が不十分で十分な福祉サービス等の受給が困難な場合、成年後見制度利用の必要性が高くなると考えられます。

障がいのある人が、地域で安心して生活できるように権利擁護の体制充実に取り 組む必要があります。

## 【障害者手帳所持者数(西条市)】

単位:人

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度
療育手帳所持者数	1,116	1,095	1,138	1,162	1,221
精神障害者保健福 祉手帳所持者数	548	577	638	684	726

出典:西条市社会福祉課

## 第2節 成年後見制度の利用状況

西条市において、成年後見制度の利用者数は、令和 2 年には 167 人となっています。西条市の認知症高齢者数3,959人や障害者手帳所持者数1,947人と比較すると、利用者数は著しく少ないことが分かります。

また、令和2年における西条市の後見等開始の審判の申立ての内、後見が21件と全体の6割以上(63.6%)を占めており、保佐が10件(30.3%)、補助が2件(6.1%)、にとどまり、任意後見に至っては0件となっています。

このため、成年後見制度の利用者の能力に応じたきめ細やかな対応を可能とする保 佐及び補助の類型や利用者の自発的意思を尊重する任意後見制度の利用促進を図ると ともに、市民が適切かつ安心して利用できるような取り組みが求められています。

## 【後見等開始の審判の申立て件数(全国)】

単位:件

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
後見開始	26,836	27,798	27,989	26,476	26,367
保佐開始	5,325	5,758	6,297	6,745	7,530
補助開始	1,297	1,377	1,499	1,990	2,600
任意後見 監督人選任	791	804	764	748	738

出典:最高裁判所事務総局家庭局

「成年後見関係事件の概況―令和2年1月~12月―」

#### 【後見等開始の審判の申立て件数(西条市)】

単位:件

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
後見開始	18	17	15	17	21
保佐開始	7	4	2	8	10
補助開始	1	1	0	Ο	2
任意後見 監督人選任	0	1	0	0	0

出典:松山家庭裁判所西条支部

※各年の 1 月から 12 月までの後見等開始の審判の申立て件数について、成年被後 見人等の住所が西条市内にある者の数を抽出。

## 【成年後見制度の利用者数(全国)】

単位:人

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
後見	161,307	165,211	169,583	171,858	174,680
保佐	30,549	32,970	35,884	38,949	42,569
補助	9,234	9,593	10,064	10,983	12,383
任意後見	2,461	2,516	2,611	2,652	2,655

出典:最高裁判所事務総局家庭局

「成年後見関係事件の概況―令和2年1月~12月―」

## 【成年後見制度の利用者数(愛媛県)】

単位:人

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
後見	1,624	1,625	1,668	1,689	1,703
保佐	311	339	358	384	426
補助	120	118	117	121	127
任意後見	17	16	17	16	13

出典:松山家庭裁判所西条支部(各年 12 月末時点)

## 【成年後見制度の利用者数(西条市)】

単位:人

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
後見	84	94	86	88	96
保佐	44	45	42	50	58
補助	15	13	11	11	12
任意後見	0	1	1	1	1

出典:松山家庭裁判所西条支部

※各年の 12 月末日時点において、成年被後見人等の住所が西条市内にある者の数を抽出。

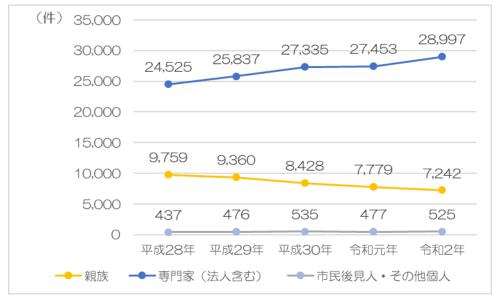
## 第3節 成年後見人等の担い手

全国の統計によると、成年後見人等の選任数全体に占める親族(配偶者、子、兄弟姉妹等)の割合は、平成22年は58.6%でしたが、令和2年には19.7%に減少しています。この背景には、単身世帯や身寄りのない高齢者等の増加により、本人の成年後見人等となるべき親族が見当たらないケースが増えているということ等があるとみられます。

このような状況の下で、近年、成年後見人等の選任数が特に増えているのが専門職 (弁護士、司法書士、社会福祉士等)で、平成22年には全体の38.1%であったもの が、平成24年を境に親族後見人数を逆転し、令和2年には78.9%にまで増加してい ます。

専門職については、その絶対数が限られており、成年後見人等の需要増に対応するには限界があります。そのため、今後の成年後見人等の需要に対応していくため、地域住民の中から成年後見人等候補者を育成することにより、成年後見人等の担い手を確保する等、市民後見人の普及と活用を進める必要があります。

【親族・専門家後見人の割合推移(全国)】



出典:最高裁判所事務総局家庭局

平成 28 年~令和 2 年「成年後見関係事件の概況」

【後見等開始の審判の申立てにおける親族・専門家後見人の割合(西条市)】単位:人

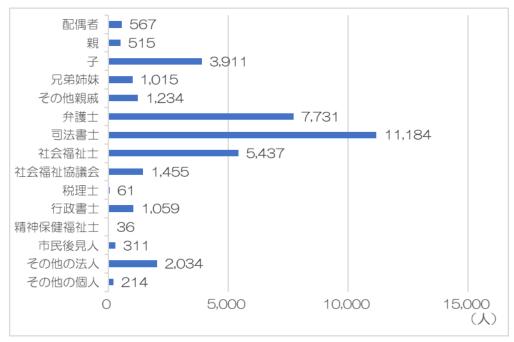
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
親族	7	3	4	4	0
専門家	19	20	13	21	33
合計	26	23	17	25	33

出典:松山家庭裁判所西条支部

※後見等開始の審判の申立ての内、各年 12 月末日時点において成年被後見人等の 住所が西条市内にある者に選任された成年後見人等を抽出。

専門家は、弁護士、司法書士、社会福祉士、社会福祉協議会等を指し、親族と専門 家の両名が選任されている場合は親族に計上。

#### 【成年後見人等と本人の関係(全国)】



出典:最高裁判所事務総局家庭局

「成年後見関係事件の概況―令和2年1月~12月―」

## 第4節 成年後見制度利用支援事業

西条市では、成年後見制度利用支援事業として、成年後見制度の利用が必要な方の中で自ら申立てることが困難であったり、協力の得られる親族がいなかったり、申立ての費用や成年後見人等の報酬を負担できない等を理由に、成年後見制度を利用できない方に対し、申立ての支援や助成等を実施し、利用の支援を行っています。

## 1 首長申立て

全国的には、後見等開始の審判の申立てに占める首長申立ての件数が、年々増加しています。西条市においては、令和2年度は高齢者24人、障がい者6人の市長申立てを行っています。今後も単身世帯や身寄りのない高齢者等の増加により、市長申立てに対する需要は増えていくと見込まれます。

#### 【首長申立ての件数(全国)】

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
件数(件)	6,466	7,037	7,705	7,837	8,822
割合(%)	18.8	19.8	21.3	22.0	23.9

出典:最高裁判所事務総局家庭局

平成28年~令和2年「成年後見関係事件の概況」

## 【市長申立ての件数(西条市)】

単位:件

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
高齢者	5	10	14	20	24
障がい者	9	2	2	2	6
合計	14	12	16	22	30

出典: 西条市包括支援課• 社会福祉課

## 2 福祉サービス利用援助事業

福祉サービス利用援助事業の実施主体は、愛媛県社会福祉協議会であり、西条市社会福祉協議会が一部の業務を委託され、実施しています。認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う事業です。福祉サービス利用援助事業を利用している方の中には、今後判断能力がさらに低下する等の理由から成年後見制度の利用が必要になる方もおり、スムーズに成年後見制度へ移行できるよう連携体制を整える必要があります。

【西条市社会福祉協議会における福祉サービス利用援助事業契約者数及び分類】

単位:人

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
契約者数		4	7	9	8	8
	認知症	1	2	2	1	1
≠□	精神障がい	1	1	2	2	2
分類	知的障がい	1	3	4	4	4
	その他(高齢不安等)	1	1	1	1	1

出典:西条市社会福祉協議会

## 【西条市社会福祉協議会における法人後見受任件数及び類型】

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受	任件数	5	5	4	4	4
	後見	2	1	0	0	0
類型	保佐	0	1	1	2	2
	補助	3	3	3	2	2

出典:西条市社会福祉協議会

単位:件

## 3 利用助成

西条市の成年後見制度利用者への助成については、西条市成年後見制度利用支援 事業実施要綱に定めており、市長申立てを行った成年被後見人等の内、成年後見制度 の利用に係る費用を負担することが経済的に困難である方(生活保護受給者等)に対 し、申立ての費用及び成年後見人等の報酬を助成しています。

しかし、成年被後見人等の中には、成年後見人等の報酬を負担することが困難であるにも関わらず、助成の対象にはなっていない成年被後見人等がいることも想定され、今後、助成対象の見直し等を検討する必要性が考えられます。

#### 【報酬助成(西条市)】

単位:人

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
高齢者	15	11	8	11	9
障がい者	1	3	3	1	2
合計	16	14	11	12	11

出典: 西条市包括支援課• 社会福祉課

【後見等開始の審判の申立て時における本人の資産状況(西条市)】 単位:人

		50 万円	50 万~	100万~	200万~	300万~	400 ~	500万円
		以下	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	以上
平成 28 年	親族	1	0	0	1	0	1	4
平成 20 平	専門家	4	0	2	3	1	2	7
平成 29 年	親族	0	0	1	0	0	0	2
平成 29 平	専門家	0	6	4	0	2	1	7
平成 30 年	親族	0	0	0	0	0	1	3
平成30年	専門家	3	3	3	1	1	0	2
令和元年	親族	2	0	0	0	0	0	2
ℸℴ℀ℿ⅄ⅅ <del>ℴ</del> ℧	専門家	8	4	1	1	0	0	7
令和 2 年	親族	0	0	0	0	0	0	0
TI /U / 스 부	専門家	13	4	3	3	0	1	9
<del>ا</del> =↓	親族	3	0	1	1	0	2	11
合計	専門家	28	17	13	8	4	4	32

出典:松山家庭裁判所西条支部

※各年の後見等開始の審判の申立ての内、成年被後見人の住所が西条市内にある者 に選任された成年後見人等を分類。

専門家は、弁護士、司法書士、社会福祉士、社会福祉協議会等を指し、親族と専門 家の両名が選任されている場合は親族に計上。統計による概数であり、今後の集計 整理により、異同訂正が生じることがある。

# 第3章 成年後見制度利用促進にあたっての目標と基本的な考え方

## 第1節 目標

成年後見制度を必要な人が適切に制度を利用し、メリットを実感できるよう、成年後 見制度利用促進基本計画を勘案して、西条市における権利擁護支援の地域連携ネット ワーク及び中核機関の体制整備を行う。

## 第2節 基本的な考え方

- 1 権利擁護支援の地域連携ネットワークと中核機関について
  - (1)地域連携ネットワークの3つの役割
    - (ア)権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人(財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人等)の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。

(イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見制度の利用や保佐・補助類型といった選択肢を含め、 成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体 制を整備します。

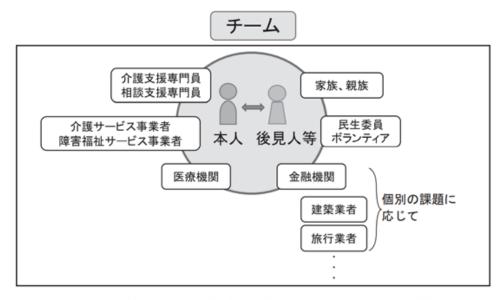
(ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の 構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。

(2) 地域連携ネットワークの基本的仕組み

地域連携ネットワークは、以下 2 つの基本的仕組みを有するものとして構築を進めます。

(ア)本人を成年後見人等とともに支える「チーム」による対応 地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見 し、必要な支援へ結び付ける機能を強化します。権利擁護支援が必要な人につい て、本人の状況に応じ、成年後見制度の利用開始前においては本人に身近な親族 や福祉・医療・地域の関係者が、成年後見制度の利用開始後はこれに成年後見人 等が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、法的な権限を持つ 成年後見人等と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思 や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みとします。



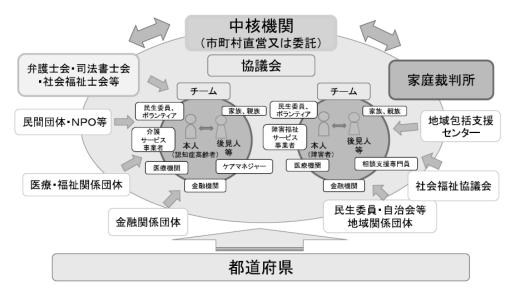
メンバー例:家族・親族、主治医、介護支援専門員、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉 士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サ ービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員・近隣住民、ボランティア、金 融機関、市町村窓口、専門職、建築業者、旅行業者等、必要に応じて構成される。

## (イ) 地域における「協議会」等の体制づくり

成年後見制度の利用開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、成年後見制度等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築します。

#### (3) 地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性

地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その 中核となる機関が必要になると考えられます。中核機関には、さまざまなケースに 対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウ ハウ等が蓄積され、地域における連携・対応強化の推進役としての役割が期待され ます。 【地域連携ネットワークと中核機関、協議会、チームによる支援のイメージ図】



#### (4)地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

地域連携ネットワーク及び中核機関については、以下に掲げる(ア)広報機能、(イ)相談機能、(ウ)成年後見制度利用促進機能、(エ)後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備するとともに、(オ)不正防止効果にも配慮します。

なお、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担・調整します。既存の地域包括ケアシステムや地域福祉のネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源も十分活用するとともに、今後、成年後見制度に関する普及・啓発の活動、人材育成等をすすめる等、地域連携ネットワークや中核機関の機能については、柔軟に実施、整備を進めていきます。

#### (ア) 広報機能

地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・医療・地域等の関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を挙げることができない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケース等を具体的に周知啓発していくよう努めます。

中核機関は、地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体・機関(弁護士会・司法書士会・社会福祉士会、市役所の各窓口、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、自治会等)と連携しながら、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動が、地域において活発に行われるよう配慮します。

その際には、任意後見制度の利用、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の

早期利用も念頭においた活動となるよう留意します。

#### (イ) 相談機能

中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築します。市長申立てを含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の支援を得て、必要な権利擁護に関する支援が図られる体制づくりに係る調整を行います。その際、本人の生活を守り、権利を擁護する観点から、地域包括支援センターや障害者相談支援事業者等とも連携し、後見類型だけではなく、保佐・補助類型の利用の可能性も考慮します。

#### (ウ) 成年後見制度利用促進機能

## a 受任者調整 (マッチング) 等の支援

## (a) 申立て手続き予定者、親族後見人候補者の支援

後見開始等の申立てを予定、検討している本人や親族からの相談に対応し、本人や親族の状況に応じ、申立てに向けたアドバイス、専門職へのつなぎを行います。成年後見人等になるにふさわしい親族がいる場合、当該親族が成年後見人等になった後も継続的に支援できる体制の調整等を行います。

#### (b) 受任者調整(マッチング)等

中核機関は、専門職団体(弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等)及び法人後見を行える法人と連携します。また、中核機関が成年後見人等候補者を推薦するに当たっては、本人の状況等に応じ、適切な候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やその支援体制を検討します。

#### (c) 家庭裁判所との連携

中核機関は、成年後見人等候補者の的確な推薦や成年後見人等への支援を行うことができるよう、日頃から家庭裁判所と連携します。

#### b 担い手の育成・活動の促進

今後の成年後見制度の利用促進を踏まえた需要に対応していくためにも、 支援の担い手としての市民後見人の育成や法人後見を検討する社会福祉法 人等への相談支援について、西条市内において法人後見業務を行っている 西条市社会福祉協議会等の関係機関とも連携しながら検討していきます。

#### c 福祉サービス利用援助事業等関連制度からのスムーズな移行

福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)は、判断能力に不安がある方が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスであり、利用開始に当たり医学的判断が求められないこと、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であること等の特徴を有しています。

今後、地域連携ネットワークが構築される中で、福祉サービス利用援助事業等の関連制度と成年後見制度との連携が強化されるべきであり、特に福祉サービス利用援助事業の対象者のうち、成年後見制度利用への移行が望ましいケースについては、関係機関と連携し成年後見制度へのスムーズな移行等を検討します。

#### (工)後見人支援機能

中核機関は、親族後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについて法的な権限を持つ成年後見人等と、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者(ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員、西条市担当課等)がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制を作ります。専門的知見が必要であると判断された場合において法律・福祉の専門職が本人を支援することができるよう、専門職団体の協力を得ながら意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう支援します。

中核機関は、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、成年後見人等による 事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう、成年後見人等 を支援します。特に、本人の福祉・生活の質の向上の観点から、本人と成年後 見人等との関係がうまくいかなくなっている場合や他の支援体制への切替え が望ましいと考えられる場合等において、本人の権利擁護を図るために、家庭 裁判所との連絡調整を行います。

### (才) 不正防止効果

成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多くなっているところがあり、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制を整備することで、不正の発生を未然に防ぐ効果が

期待されます。このようなチームの整備等により、本人や親族後見人等を見守る体制が構築されれば、仮に親族後見人等が本人に対する経済的虐待や横領等の不正行為に及んだとしても、その兆候を早期に把握することが可能となり、その時点において、家庭裁判所等と連携して適切な対応をとることにより、被害を最小限に食い止めることにもつながります。

また、これまでは、成年後見人等において、財産の保全を最優先に硬直的な 運用が行われていたケースについても、本人の生活の状況等に応じ、必要な範 囲で本人の財産を積極的に活用しやすくなる等、より適切・柔軟な運用が広が るものと期待されます。

#### (5) 中核機関の設置・運営形態

#### (ア)設置の区域

中核機関の設置にあたっては、西条市全域を中核機関の設置区域とします。

#### (イ)設置の主体

設置の主体については、中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、市の 有する個人情報を基に行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携及 び調整をする必要性等から、西条市が設置します。

#### (ウ) 運営の主体

中核機関が担う機能について適切な運営が可能となるよう、西条市による直営又は西条市からの委託により行います。西条市が委託する場合の中核機関の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人(例:社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等)を適切に選定します。また、西条市の判断により、地域における取組実績等を踏まえ、一つの機関ではなく、複数の機関に役割を分担して委託等を行うことも検討します。

#### (6) 成年後見制度市長申立てと利用助成の実施

成年後見制度利用支援事業により、成年後見制度を利用したくても、自ら申立 てることが困難であったり、身近に申立てる親族がいなかったり、申立ての経費 や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に 対し、申立ての支援や助成等を実施し、利用の支援を行います。

また、成年後見人等の報酬を負担することが困難である方への助成について、 利用者がメリットを実感できる制度の運用ができるよう助成対象の見直し等を 検討します。

## 第4章 実現に向けた具体的な取り組み

## 第1節 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

#### 1 権利擁護支援の中核となる機関の設置・運営

#### (1) 中核機関の設置・運営

西条市においては、これまで権利擁護業務について包括支援課及び社会福祉課を中心に実施してきた実績があるため、包括支援課及び社会福祉課を西条市における成年後見制度利用促進の中核機関と位置づけ、その業務の中立性・公平性の確保に留意しつつ、中核機関を運営します。

#### ○中核機関における各課の役割

- 包括支援課(包括支援係) :高齢者相談窓口、中核機関運営
- 社会福祉課 (障がい者福祉係): 障がい者相談窓口

中核機関の設置後は、権利擁護支援の地域連携ネットワークや中核機関が担う べき具体的機能について関係機関等と協議し、既存の社会資源を有効に活用しな がら役割分担についても検討します。

また、地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能の拡充をすすめていく上で必要に応じて、中核機関業務を専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人へ、その機能を委託することについても検討します。

## (2) 利用者を中心とした「チーム」の形成

権利擁護支援が必要な利用者を中心として、利用者の身近な親族、ケアマネジャー、相談支援専門員、介護・障がい福祉サービス事業者、医療・福祉・地域の関係者等により「チーム」を形成し、本人の意思を尊重した支援を行います。

具体的には、高齢者支援における「担当者会」や「地域ケア個別会議」、障がい者支援における「個別支援会議」等のメンバーを「チーム」として効果的に活用し、必要に応じて権利擁護に関わる法律・福祉の専門職団体の協力支援も受けながら利用者の支援方針の検討を行います。

#### (3) 成年後見制度利用促進連絡会(仮称)の設置

西条市において法律・福祉の専門職団体や関係機関の協力・連携強化のため成年 後見制度利用促進連絡会を設置します。

成年後見制度利用促進連絡会では、各関係機関の成年後見制度にかかわる取り 組みや課題の報告及び協議・検討を行い、情報共有に努め、また家庭裁判所の協力 支援を受けながら運営していきます。また、中核機関の事業報告の確認や事業への 助言を行い、西条市の成年後見制度の利用促進を図ります。

加えて、高齢者や障がい者等の権利と財産を守る観点から、成年後見制度利用促進連絡会を、消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会として位置づけ、高齢者や障がい者等の消費者被害防止にも一体的に取り組みます。

## 第2節 成年後見制度の広報・啓発活動の強化

成年後見制度は、判断能力が不十分な人の財産や生活を守る重要な制度であるものの、その利用方法や、内容についてあまり理解が進んでおらず、市民に身近な制度とはいえない現状があります。そのため、パンフレットの作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動が地域において活発に行われるよう、関係機関と相互に連携するよう努めます。

## 1 市民へ向けた広報・啓発活動

市民を対象とした成年後見制度の普及・啓発に関する講座等の開催や西条市ホームページに成年後見制度の利用に関するページを掲載する等、成年後見制度のイメージアップにつながるよう検討し、市民へ向けた広報・啓発活動を強化します。

#### 2 関係者へ向けた広報・啓発活動

判断能力が不十分な人に接する機会が多い介護保険サービス関係者、相談支援専門員、民生委員、金融機関職員、西条市窓口職員等には、早期発見・支援につなげるための役割が期待されています。関係者に制度の理解を深めてもらい、制度の利用が必要と見込まれる人を発見した場合には、相談窓口を紹介する等、相談機関のパイプ役として活躍していただけるように、関係者を対象に成年後見制度を活用した支援に関する研修会の開催等、関係機関との連携体制を構築できるよう広報・啓発活動に取り組みます。

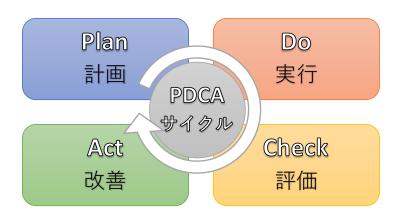
# 第5章 計画の推進に向けて

## 第1節 計画の評価

成年後見制度にかかわる関係機関の協力のもと、庁内関係部署が連携して本計画を 推進するとともに、中核機関において計画の確認と評価を行っていきます。

## 第2節 計画の進行管理

本計画に基づく、各施策及び事業の進行管理を行うとともに、効果等に関する評価を加え、改善を図ります。いわゆる「PDCAサイクル」は、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」の順に実施していくプロセスです。



# 参考資料

- ・西条市成年後見制度ニーズ調査に関するアンケート結果
- 関連用語解説
- 西条市成年後見制度利用支援事業実施要綱

# 西条市成年後見制度ニーズ調査に関するアンケート

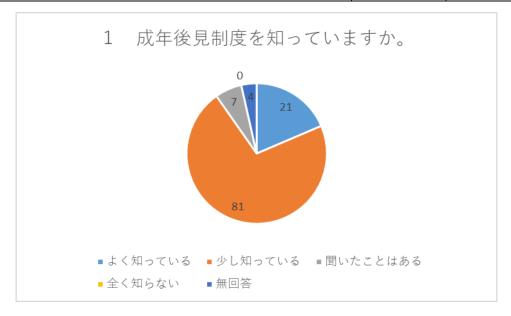
- 1 実施目的 現在、西条市において成年後見制度が福祉関係者等の間でどのくらい認知 されているのか、制度の利用促進にあたっての課題等を調査するために、西 条市内の高齢者・障がい者福祉関連施設等や病院、関係機関等を対象にアン ケートによるニーズ調査を令和2年度に実施。
- 2 実施時期 令和3年1月(回答しめきり 令和3年2月)
- 3 調査対象 (1)市内高齢者福祉関連施設等 92か所 特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、介護老人保 健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、グループホーム、 在宅介護支援センター、養護老人ホーム、ケアハウス、居宅介護支援事業所
  - (2) 市内障がい者福祉関連施設等 27か所 相談支援事業所、障害者支援施設、グループホーム
  - (3) その他 20 か所 病院(入院病棟あり、精神科・心療内科) 関係機関(社会福祉協議会、民生児童委員協議会、愛媛弁護士会、 愛媛県司法書士会、愛媛県社会福祉士会、愛媛県行政書士会)
- 4 回答数 (1)市内高齢者福祉関連施設等 75か所(78名)
  - (2) 市内障がい者福祉関連施設等 21 か所(21名)
  - (3) その他 13か所(13名)

## 5 回答結果

質問1 成年後見制度を知っていますか。

成年後見制度を知っているかについて、「少し知っている」という回答が最も多く81名(71.7%)であった。次いで、「よく知っている」が21名(18.6%)、「聞いたことはある」が7名(6.2%)であり、「全く知らない」と回答された方はおられず、高齢者・障がい者支援関係者の中では、成年後見制度そのものについては広く浸透していることが窺い知られた。

項目	回答数	割合
よく知っている	21	18.6%
少し知っている	81	71.7%
聞いたことはある	7	6.2%
全く知らない	0	0%
無回答	4	3.5%



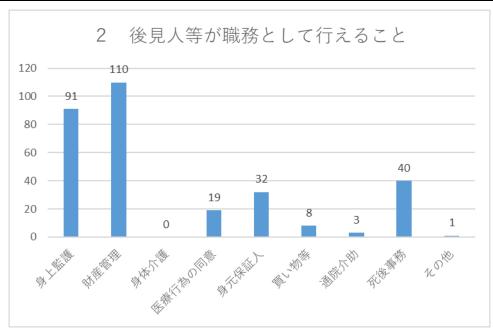
質問2 次のうち、後見人等がその職務として行えることすべてにチェックを入れてください。 ※複数回答可

後見人等が行える職務として、「財産管理」をあげられる方が最も多く 110 名の方が回答され、「身上監護」が 91 名と続いた。

また、事実行為(「買い物等」、「通院介助」)や「医療行為の同意」、「身元保証人」等の成

年後見人等の職務外の行為(行わない、または行えない行為)についても、成年後見人等の職務として回答された方が一定数存在した。

項目	回答数
身上監護	91
財産管理	110
身体介護	0
医療行為の同意	19
身元保証人	32
買い物等	8
通院介助	3
死後事務	40
その他(自由記述)	1
その他記入内容	
見守り契約、生前事務委任契約	

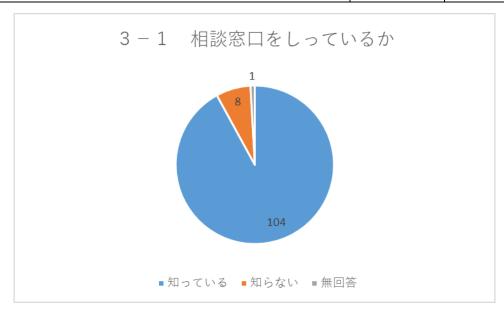


質問3-1 成年後見制度の相談窓口を知っていますか。

成年後見制度の相談窓口について、「知っている」が最も多く回答の9割以上を占めたが、 「知らない」という回答も一定数存在した。

項目	回答数	割合
知っている	104	92.0%

知らない	8	7.1%
無回答	1	0.9%



質問3-2 成年後見制度の相談窓口の内、知っているものすべてにチェックを入れてください。 ※質問3-1で「知っている」と回答された方のみが回答

成年後見制度の相談窓口について「知っている」と回答された 104 名に知っている相談窓口について質問したところ、「地域包括支援センター」が最も多く 90 名であり、「家庭裁判所」が 86 名、「社会福祉協議会」が 78 名と続いた。

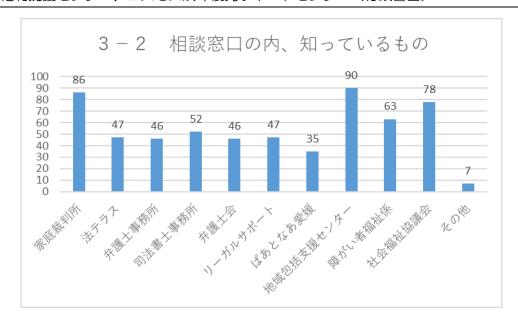
調査対象別の回答を見ると、高齢者福祉関連施設等(回答者数72名)からの回答は、「包括支援センター(66名)」、「家庭裁判所(59名)」、「社会福祉協議会(52名)」の順で多く、障がい者福祉関連施設等(回答者数19名)からの回答でも、「家庭裁判所(17名)」、「社会福祉協議会(16名)」、「西条市役所 社会福祉課 障がい者福祉係(15名)」の順で回答があり、市役所の成年後見制度担当部署及び家庭裁判所、社会福祉協議会が成年後見制度の相談窓口として認知されていることが窺い知られた。

項 目	回答数
家庭裁判所	86
法テラス	47
弁護士事務所(法律事務所)	46
司法書士事務所	52
弁護士会	46
リーガルサポートえひめ支部	47
ぱあとなあ愛媛	35

地域包括支援センター(市役所 包括支援課 包括支援係)	90
市役所 社会福祉課 障がい者福祉係	63
社会福祉協議会	78
その他(自由記述)	7

## その他記入内容

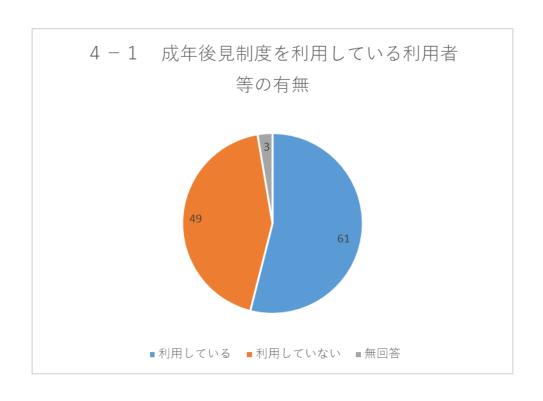
介護・高齢者福祉の担当課、愛媛県社会福祉士会、公証役場、行政書士事務所、えひめ 権利擁護センター、コスモス成年後見サポートセンター(行政書士)



質問4-1 利用者や関わっている方の中に、成年後見制度を利用している方はいますか。

利用者や関わっている方の中に成年後見制度を利用している方がいるかについて、「利用している」の回答が半数を超えており(回答数 61 名、54.0%)、回答をいただいた施設や団体等の半数以上が、成年後見人等や成年被後見人等と普段から接する機会があることが窺い知られた。

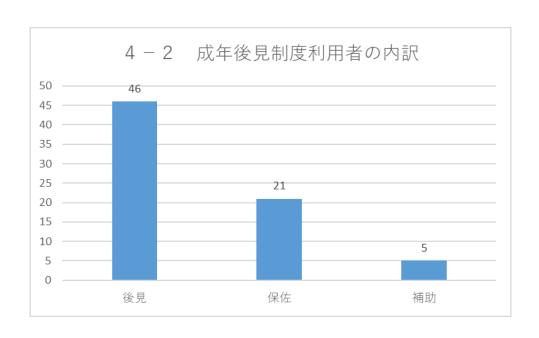
項 目	回答数	割合
利用している	61	54.0%
利用していない	49	43.4%
無回答	3	2.7%



質問4-2 質問4-1で利用している方の内訳を記入してください。 ※質問4-1で「利用している」と回答された方のみが回答、複数回答可

利用者や関わっている方の成年後見制度の類型については、全国及び愛媛県の成年後見制度利用状況と同様に、「後見」の割合が最も多く(46名)、保佐(21名)、補助(5名)と回答が続いた。

項目	回答数
後見(成年後見)	46
保佐	21
補助	5



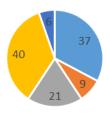
質問5-1 利用者の方や関わっている方について、成年後見制度に関する相談を受けたり、制度の利用を検討したことはありますか。

これまで成年後見制度について相談を受けたり、制度の利用を検討したことがあるかについて、「相談を受けたり、利用を検討したことがある」、「相談を受けたことがある」、「利用を検討したことがある」で回答のおよそ 6 割を占め、回答をいただいた施設、団体等の半数以上が成年後見制度の利用を検討したり、成年後見制度に関する相談を受けたことがあることがわかった。

一方、3割近くの施設や団体については、これまでに成年後見制度の利用検討等に至っていないことがわかった。

項目	回答数	割合
相談を受けたり、利用を検討したことがある	37	32.7%
相談を受けたことがある	9	8.0%
利用を検討したことがある	21	18.6%
相談を受けたり、利用を検討したことはない	40	35.4%
無回答	6	5.3%

# 5-1 成年後見制度の相談、検討の有無

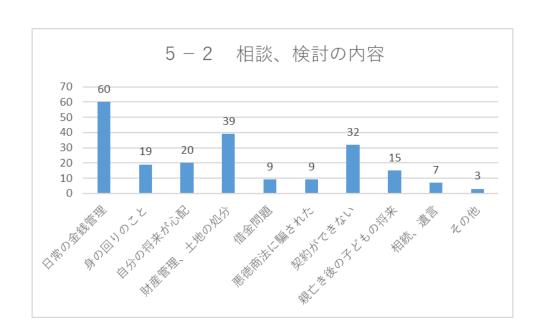


- ■相談を受けたり、利用を検討したことがある
- ■相談を受けたことがある
- ■利用を検討したことがある
- ■相談を受けたり、利用を検討したことはない
- ■無回答

質問5-2 成年後見制度に関する相談内容や利用を検討したケースについて、該当するものすべてにチェックを入れてください。 ※質問5-1で「相談を受けたり、利用を検討したことがある」、「相談を受けたことがある」、「利用を検討したことがある」と回答された方のみが回答、複数回答可

成年後見制度の利用を検討するきっかけとしては、「日常の金銭管理に関すること」と回答したのが60名で最も多く、「財産管理、土地の処分」が39名、「契約(施設利用等)ができない」が32名と続いた

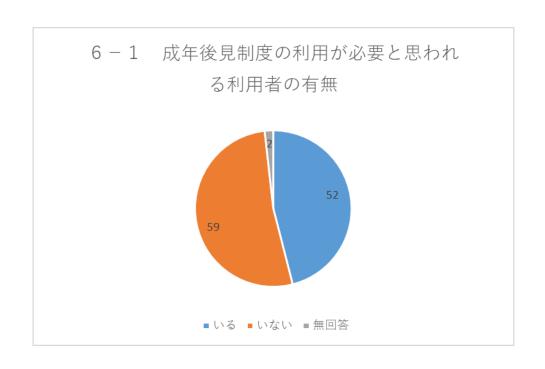
てきない。からと右と続いた。	
項目	回答数
日常の金銭管理に関すること	60
身の回りのことができなくなった	19
自分の将来が心配	20
財産管理、土地の処分	39
借金問題	9
悪徳商法に騙された	9
契約(施設利用等)ができない	32
親亡きあとの子どもの将来	15
相続、遺言	7
その他(自由記述)	3
その他記入内容	
通販等の未払い、親族や他人による搾取、虐待	



質問6-1 利用者や関わっている方の中に、今後成年後見制度の利用が必要と思われる方はいますか。

利用者や関わっている方の中に、今後成年後見制度の利用が必要と思われる方がいるかについては、「いない」が59名で半数を上回った(52.2&)が、「いる」が52名(46.0%)と、4割を超える施設や団体等で利用者や関わっている方について成年後見制度の利用を検討していることがわかった。

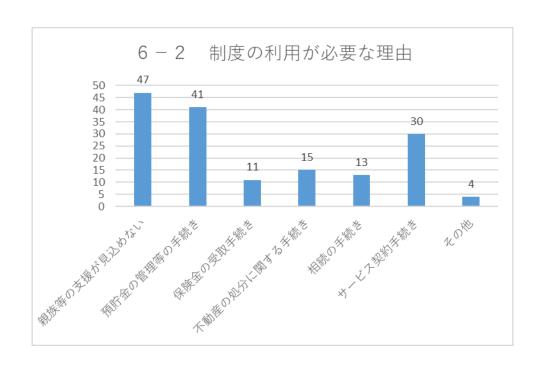
項目	回答数	割合
いる	52	46.0%
いない	59	52.2%
無回答	2	1.8%



質問6-2 どういった理由により成年後見制度の利用が必要と思われるか、そのすべてにチェックを入れてください。 ※質問6-1で「いる」と回答された方のみが回答、複数回答可

今後、利用者や関わっている方に成年後見制度の利用が必要と思われる理由については、「親族等の支援が見込めない」が47名であり、質問6-1で今後成年後見制度の利用が必要と思われる方が「いる」と回答された52名の内、9割以上の方が親族等の支援が見込めないことを理由に成年後見制度の利用を検討されていることがわかった。

項 目	回答数
親族等の支援が見込めない	47
預貯金の管理、解約等の手続きが必要	41
保険金の受取手続き	11
不動産の処分に関する手続き	15
相続の手続き	13
介護保険、障害福祉サービス契約手続き	30
その他(自由記述)	4
その他記入内容	
入院・手術の手続き、施設入所、生活の場の確保、経済的虐待	



質問7 利用者や関わっている方に、成年後見制度の利用をすすめる上で問題となっている(なりうる)ものすべてにチェックを入れてください。 ※複数回答可

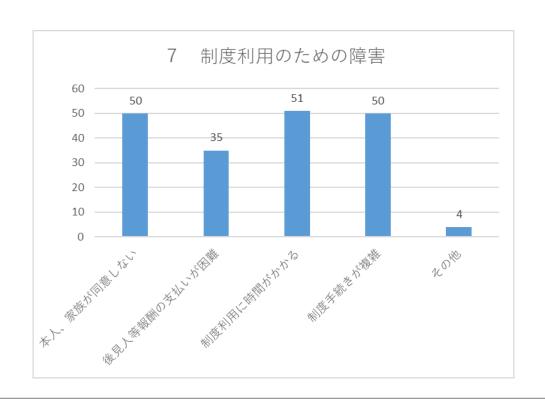
成年後見制度の利用をすすめるうえで問題となっている、問題になりうる課題については、「制度利用に時間がかかる」を51名、「制度手続きが複雑(利用の方法がわからない)」を50名の方が回答され、制度の利用手続きが煩雑であることを理由とされる方が多く存在した。

また、「本人、家族が同意しない」についても50名と多くの方が回答され、成年後見制度の利用が必要と思わる方がいても、本人や家族に利用意思がなく制度の利用につながらないケースがあることがわかった。

項目	回答数
本人、家族が同意しない	50
後見人報酬の支払いが困難	35
制度利用に時間がかかる	51
制度手続きが複雑(利用の方法がわからない)	50
その他(自由記述)	4

#### その他記入内容

今のところ問題はない、事例がないのでわからない、後見制度の利用だけで課題が解決 しない(医療行為の同意等)

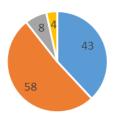


質問8-1 利用者や関わっている方から成年後見制度に関する相談を受けた場合の紹介先を知っていますか。

利用者や関わっている方から成年後見制度に関する相談を受けた場合の紹介先について、「知っているし、紹介をしたことがある」、「知っているが、紹介をしたことなない」の回答が9割近くを占めたが、一定数「紹介先がわからない」という回答も存在した。

項 目	回答数	割合
知っているし、紹介をしたことがある	43	38.1%
知っているが、紹介をしたことはない	58	51.3%
紹介先がわからない	8	7.1%
無回答	4	3.5%

# 8-1 利用者等の相談窓口について



- ■知っているし、紹介をしたことがある。
- ■知っているが、紹介をしたことはない。
- ■紹介先がわからない。
- 無回答

8-2 成年後見制度に関する相談の紹介先として知っているものすべてにチェックを入れてください。 ※質問8-1で「知っているし、紹介をしたことがある」、「知っているが、紹介をしたことはない」と回答された方のみが回答 ※複数回答可

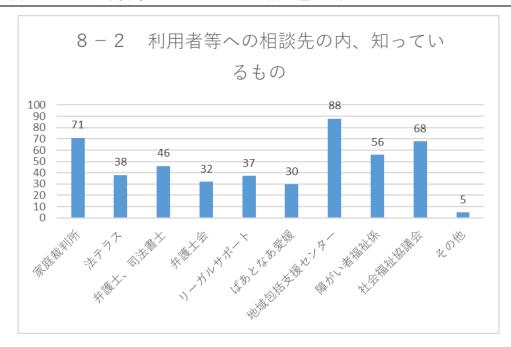
利用者や関わっている方から成年後見制度に関する相談を受けた際の紹介先について、「知っている」と回答された 101 名に知っている紹介先について質問したところ、「地域包括支援センター」が最も多く 88 名であり、「家庭裁判所」が 71 名、「社会福祉協議会」が 68 名と続いた。

調査対象別の回答を見ると、高齢者福祉関連施設等(回答者数 68 名)からの回答は、「包括支援センター(65 名)」、「家庭裁判所(48 名)」、「社会福祉協議会(42 名)」の順で多く、障がい者福祉関連施設等(回答者数 20 名)からの回答でも、「社会福祉協議会(18 名)」、「西条市役所 社会福祉課 障がい者福祉係(17 名)」、「家庭裁判所(15 名)」の順で回答があり、市役所の成年後見制度担当部署及び家庭裁判所、社会福祉協議会が成年後見制度について相談があった場合の紹介先として認知されていることが窺い知られた。

項目	回答数
家庭裁判所	71
法テラス	38
弁護士、司法書士	46
弁護士会	32
リーガルサポートえひめ支部	37
ぱあとなあ愛媛	30

地域包括支援センター	88
市役所 社会福祉課 障がい者福祉係	56
社会福祉協議会	68
その他	5

公証役場、行政書士事務所、社会福祉課 援護係、クローバーえひめ(精神保健福祉士会)、コスモス成年後見サポートセンター(行政書士会)



質問9 西条市の成年後見制度に関する施策に望むものすべてにチェックを入れてください。 ※複数回答可

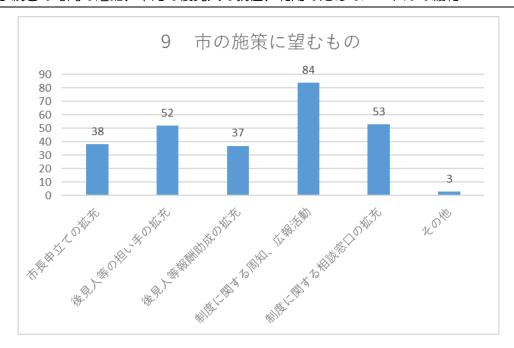
今後、西条市の成年後見制度に関する施策について望むものについて、「制度に関する周知、広報活動」が最も多く84名の方から回答があり、「制度に関する相談窓口の拡充」が53名、「後見人等候補者の担い手の拡充」が52名と続いた。

	項 目	回答数
市	長申立ての拡充	38
後見	見人等候補者の担い手の拡充	52
	法人後見を実施する社会福祉法人等の拡充	33
	市民後見人の養成	21
後見	見人等報酬助成の拡充	37
制度	度に関する周知、広報活動	84
制度	度に関する相談窓口の拡充	53

その他(自由記述) 3

その他記入内容

手続きの時間の短縮、市内の後見人の就任、利用のためのハードルの緩和



質問10 これまでに利用者の方や関わった方で、本人の財産管理や権利擁護に関する課題があり、支援が困難であったケースがあれば概要を記入してください。

- ・成年後見制度で家族の理解、協力が得られず、なかなか申立てができなかった。そこで市 長申立ての相談をするが、話が進まず。しばらくして市長申立てで手続きを進めるが、そ の途中で対象者が亡くなってしまった。対象者が高齢の場合、もっと手続きを円滑に進め てほしいと思った。
- •日常金銭管理サービス(日常生活自立支援事業?)で対象者の範囲が狭く感じる。普段、 対象者に関わっている者はその方に認知症があって、短期記憶の低下があり、金銭管理を 含め日常の生活に支援が必要な状態とわかっていても、サービスの担当者が面接をする と利用不可との判定。
- ・現在のところ、困難事例なし。
- 特にありません。
- ・利用者ご本人の意志が表示されている場合や判断が可能な間は、後見人の財産管理により 過ごされていたが、入所された後に病状変化され、延命治療を含め今後についての相談を 唯一の妹(遠方、高齢)に、交流のない状況で判断して頂くまでに困難を要した。
- ・医療行為の同意が必要な場面で、同意を得ることができず治療ができなかったケースがあ

った。

- ・保佐人が就任していたが、血縁関係のない義理の姪から本人の実子の捜索について協力を 求められたり、保佐人と義理の姪との関係が悪化して対応に困ることがあった。
- ・ 独居や虐待で家族の支援が困難なケースでの申立て手続き支援。
- 後見人等の申請時には本人家族も了承され、申請をするが、制度の利用までに時間がかかり、途中で本人達の意向が変わったりして、説明等を何度もすることになった。
- 最近1名の方が成年後見制度を利用し入所しているが、現時点では問題となることはない。
- ・以前、成年後見人制度を利用(保佐)されていた利用者様がおられました。その方が施設 設備を損傷し、その弁償費用の支払をしていただけなかったことがありました。
- ・ご夫婦とも認知症があり、金銭管理が不十分。同居の息子(仕事はしている)が通帳を管理。サービス利用料を支払うが、食費をあまりかけず(食事内容が悪い)、サービスも「本人達が利用を中止したいと言っている」と中止を希望してくる等、息子の金銭管理に疑問を持つケースがあった。
- あきらかに何かしらの支援が必要な方なのに福祉の制度を利用せず高齢になられた方は、 他者との交流も少なく関わりを嫌がり、がまんするため、支援に結びつきにくい
- ・本人に理解力が少なく、一人娘は知的障がいがあって施設に入所しており、今後のことを 考えると成年後見制度利用の必要性があり、担当者にも説明してもらうが、本人にその気 がないため、制度利用にはいたらない。
- ・親族がおらず(または関りがなく)、適切な財産管理や契約ができなかった。
- 身元引受人がおらず、入所できる施設に制限があった。
- •利用者の娘さんがお金の管理をしていたが、利用者のお金を勝手に引き出して使ってしまった。その後、利用者本人が自分でお金の管理をしており、少し不安があるが娘さんの支援を受けにくくなっている。
- ・本人は高次脳機能障害があり、浪費家の母が管理をしていた。母は生活全般の支援をして くれており、どう支援すべきか迷った。兄弟は関わろうとせず、本人も弟に任せたくない という意思があった。
- ・成年後見制度の必要があると検討した事例は多数あったが、申請にいくまでの過程への支援が困難で断念したケースがあった。地域包括支援センターの協力を得ながら支援を行なっていたが、本人・家族の理解を得られなかったケースもある。
- ADL は自立であるが、認知症の進行により金銭管理ができず、通販で注文し支払いをされないままで入所され、後に施設へ通告書が届き、遠方の息子さんに対応して頂くまでの間、施設が仲介せざるを得ない状況となり対応に困難した。
- 身寄りの親族を捜すのが大変だった。
- ・本人に対して知人が「土地を売ってほしい」と依頼し、本人は了承した(口約束)が、他の家族は売る気がなかったことでもめ事になったことがあった(長女が後見人になった)。

- 手続きに時間がかかった。
- 認知症、独居の方で家族が県外在住。コロナのため帰省できず、金銭管理に本人確認が必要なため家族が管理したいがなかなか進まず困っている。
- 高齢者夫婦世帯。子どもや協力者はいない。寝たきりの妻を長年夫が一人で介護していた。 特養入所が決まるが、身内が高齢の夫一人では不安があると施設から言われている。日頃 の交流のなかった甥が2人目の緊急連絡先になってくれたので無事に入所ができたが、 心配しました。
- 最近、独居で身内は疎遠だったり、県外在住で支援が受けられないケースが増え、入院の 時や緊急時に不安な方が増えています。
- ・成年後見制度利用までにいろいろ情報を細かく書類に書かないといけなかったり、時間と 費用がかかるため断念される方が多く見られます。
- その課題のために支援困難と感じたケースはありません(都度、必要な機関との連携や協力が得られたため)。
- ・もともと脳性麻痺(知的障がいなし)で意思表示が出来ていたが、脳血管障害になり意思 決定が困難になった。家族もおらず相談員が行政と連絡をとり後見人申請を行った事例。 市長申立てでは認知症、知的、精神障がいが前提であり、裁判所では法的根拠が必要にな る。法的根拠は示せず裁判で、棄却される可能性が高かった。主治医にも相談したが、脳 梗塞の診断なので知的障がいの診断はつけられないとのことであった。方向性としては、 ①4 親等以内の叔父、叔母から申請する。②検察官申請。②については前例がなく方法を 調べるとのこと。①については、手紙を送ったが、返事が来なかった。結局、本人申立て を行う。西条裁判所調査員、施設職員、市役所職員立ち合いのもと、説明を行い、本人の 目の前で署名を代筆し押印する。
- ・本人の判断能力が不十分な為、他者に多額の金銭を貸してしまい生活が困窮していたケースがあり、成年後見制度の利用が適当であると考え、本人に利用を勧めるが、成年後見人の報酬支払いを心配しており、同意が得られなかった。
- ・特に困ったから、どうかしてほしいと相談を受けたことはない。後見人の方が、家庭の事情や本人達の現状をよく理解して頂いているので問題なく生活している。
- ひきこもりの方で、高齢の両親が共に生活していたが、手帳や障害年金等の手続きが全く されていないまま、両親が他界、突然独居となった。
- 療育手帳 B を所持。金銭管理が難しい。収入は障害基礎年金 2 級のみ。仕事はしておらず、自宅に引きこもっている状況。親族は姉夫婦のみのケース。現在姉夫婦が金銭管理をしているも、姉夫婦にも共に疾患があり他者に任せたいという意向あり。本人に任せてしまうとあるお金をすべて使い切ったという経緯もあり、成年後見人の手続きに家庭裁判所に行ってもらいました。しかし月々の後見人に支払うお金が何万かかかるということで、今の収入では難しいと再度相談がある。社会福祉協議会で金銭管理をしてくれる所や、市役所にも相談に行くも、自分たちの対応できるケースではないので後見人の方で進め

てほしいと言う。そこで紹介された法テラスや司法書士さんへの無料相談をするも、「姉夫婦の収入があるのでできない」と返答があり、様々な機関を紹介し相談してもらうも、 どこもたらいまわしの状態で何も進んでいない状況が半年以上続いています。相談する ところはたくさんあってもどこも分かりやすく説明をしてくれない事でご家族の方も困っている事はあります。

- ・以前市役所に在職中、悪徳リフォーム業者が知的障がい者宅のリフォーム工事を無理やり 契約させ、工事後のトラブルで市に相談があったケースがある。この場合は、地区民生委 員とともに相談にのったが、法的な問題があり、地元の弁護士に相談して解決した。この ようなケースは他にもあると思うので、民生委員の協力は不可欠であるとともに、地域で 支えていくという土壌をつくることが必要である。また、民生委員にも成年後見制度につ いて理解していただき、地域の情報を速やかに収集できる体制を構築する必要がある。
- ・また、施設の利用の際、契約ができず入所までに時間を要したケースが数件ある。
- ・身寄りのない御利用者が入院・手術をする際、入院手続きはスムーズに行えたが、手術の 同意書は誰が書けるのか、が問題となったケース。
- ・お金の使いすぎで苦労しているが、制度の利用に抵抗があり、説得しきれない。
- ケース①本人が知的・母親が認知、伯父は県外在中で管理はできない。
- ケース②本人が知的・兄が知的、長兄の息子が知的、長兄は病気になっている娘がいるが、 3人の事を娘1人にまかせることが辛い、長兄が世話ができなくなったらどうしよう。
- ・身寄りのいないご利用者の入院手術の際、医療行為の同意権限がない為、同意書の記入や 説明に困ったことがある。
- •グループホーム利用者の方が認知状態になったが、遠方に住む御家族の方が後見制度の利用を望まれなかったので、お金の管理等ができず、支出のたびにやりとりに時間がかかって困ったことがある。
- ・家族の一部の反対で反故になった。
- ・すでに行政の関りがある方でも、後見人の手続きは先々検討することになっている…とのことで入院されたが、実際に患者様と接すると判断能力の低下があり、すぐに手続きが必要と思われる方が数名いた。施設入所の手続き等のこともあり、なるべく早めに手続きを進めておいていただいた方が、急な入院のときに困らなくてすむと思います。
- 家族はいたが、疎遠で発症を機に認知症状が進行し、成年後見制度を利用するに至った。
- ・事故で救急搬送され入院加療。転院をしてきたが独居で身寄りがなく、成年後見制度を利用。
- ・急性期の治療が終わり、次の療養先を検討する際に、本人は判断能力がなく、親族とは疎遠な状況でキーパーソン不在のまま今後の方向性について決めていかなければならなくなりました。受け入れ先が決まってからは、金銭管理の問題がはっきり決まるまでは受け入れは難しいとのことで、調整にも時間を要してしまいました。本人の意思確認が難しい中、行っている支援が本人にとって最善のものになっているのかという思いと、転院調整

をはやく進めていかなければならないという葛藤の中支援を行いました。

- ・独居で市内に親族なし。遠方の親族を探し連絡するが協力不可。本人は認知機能低下がみられコミュニケーションも難しく、入院後すぐに帰宅願望出現。本人の状態から在宅は難しいと思われるが、周囲に相談可能な人物がおらず、施設入所や準備のための入院継続も困難な状態だった。在宅介護支援センター、地域包括支援センターの介入により、介護サービス導入や成年後見制度申立てを進め、最終的に再度入院中に後見人決定後、施設入所になった。
- ・西条市が高齢者虐待と認定した事案で、速やかに、やむを得ない事由による措置による対応が必要だと思われる状況がありました。西条市の首長申立てで受任しました。入所施設でトラブルを起こし退所となり、自宅へ帰りました。しかし、自宅は以前本人が虐待を訴えたところでしたが、結果的に本人の言うことが都度都度変わるため、どれが本当かわからない。そのため虐待があったかどうかも不明となり、本人が生活する場所がどこがいいのか、判断が難しかった。また、親族の対応に一貫性がないため、かき回され、どこまで支援していいのか、支援者が迷っていると思われる。
- ・他市の首長申立ての案件ですが、本人が支援を拒んでいるため、特に障がいがあることを他人に知られることを極端に嫌がっているため、保佐人を拒絶。少しずつ関係者と支援を話し合い、できるところからやっているが、保佐人としては、何もできていない。保佐人がついた意味があるのかと思う。支援を拒否しているが支援が必要な人への支援は難しいと思います。
- 最低限の財産しかなく報酬が出ない被後見人の事案。
- 財産はあるが、後見人に報酬を支払おうとしない被後見人の事案。
- 友人や家族からの搾取傾向がある利用者(特に知的障がい者)について、周りとの関係性を維持しながら、利用者の希望にそった支援を行うことに困難を要することがある。

質問11 成年後見制度について、西条市で実施してほしい研修等の要望があれば記入してください。

- ・成年後見制度の内容(後見、保佐、補助の内容を細かく)、成年後見制度の手続きの流れ 等について(様式等)
- 他施設の取り組みなどあればご教示ください。
- 成年後見制度に関連する制度の基本的な知識を学べる研修。
- 成年後見制度についての研修(実例、対応方法等)
- ・どのような人が利用できる制度なのか。制度の内容や範囲はどのようなものなのか。どこに相談すればよいか等、成年後見制度を利用する上での疑問点が解消されるような研修を開催していただけると成年後見制度への理解度も高くなるのではないかと思います。

- •相談・利用開始をどのように進めるか等、具体的な内容の研修であれば参加を希望します。
- ・中高年の方が気軽に参加できる(公民館単位等)研修があれば、周知・広報しやすいのではないかと思います(コロナが落ち着いてから)。
- 成年後見制度についての研修会として事例検討などを行ってもらうと具体的でわかりやすいのではないだろうか。
- ・成年後見制度について、理解しやすい方法で研修を行ってほしい。利用にあたっての料金 や手続きについても教えてほしい。
- ・成年後見制度の手続きの方法、成年後見制度のメリット・デメリット、制度の内容・利用 の流れ等
- ・仕事として高齢者福祉に携わっている人達に対する研修と同時に、一般の方が気軽に「成年後見制度」について概略を理解できるような研修があれば良いと思います。
- 成年後見制度について、ほとんどの知識が乏しいため、事例をとおして利用までの流れを 含めて研修を受けたいと思う。
- ・成年後見制度についての内容、相談窓口など、理解が進むような研修を開催してほしい。
- ・成年後見制度全般について(相談窓口や申請方法、申請に必要な書類等、わかりやすい内容の研修を受けてみたい)
- ・ 書類を整えるのが親族では難しく、結果、司法書士に依頼されました。 費用も数万だった と聞いています。 申立て者が気軽に手続きできることが分かるような研修を。
- ・認知症等で他に方法がなく、成年後見制度を利用させてもらう方が多いが、できれば一般 市民を対象にした研修や広報による周知をこまめにしてもらったほうが、相談がしやす くなると思う。
- ・広報誌に制度の簡単な流れや例を、まんがを混ぜてわかりやすく載せてあると読んでくれ やすいと思う。知識が有ると、近所の方で心配な方がいれば相談をしてくれやすくなるの では?と思う。
- 成年後見制度について全く知らない方が多いので説明等をしてもらいたい。
- もう一度成年後見制度の研修を受けたい。事例等あれば教えてもらいたい。
- ・業務上、制度について知っておかなければならないので、相談窓口やどういった内容かわかりやすい研修があれば良いと思います。
- ・制度に関する基本的な内容(対象者、申請の流れ等)
- ・実際の手続き方法について(講義だけではわかりにくいので、サンプルとかで実際に記入 してみるとか)
- 一般の方にもわかるような研修を検討していただきたいです。
- 成年後見制度の概要、利用までの流れや相談窓口等基本的な内容
- ・手続きのわかりやすい説明。
- ・成年後見制度を利用するメリット・デメリット
- ・制度の概要、実務等について

- ・必要な方が制度をわかりやすく理解できるように西条市でもまずは成年後見制度について周知してもらえるよう取り組みをしてほしいです。
- とくにありません。
- 実際に利用している方の成功例について学ぶ研修があれば参加したい。
- 利用申し込みの流れ、その後の利用の流れ。
- ・成年後見制度についての講習を以前新居浜市で受けた事があります。しかし一日の研修では概要がわかっても、実践としてもう少し詳しく年間通して講習をしてくれたらと思います。また、地域によっても違うと思うので、西条ではどこにどのように相談に行き、どのくらいの費用がかかるのか、また、その費用が少なくなる方法(自分たちでできること)や、後見人はどこにいったら自分でも見つける事ができるのか、もし、お金がない時にはどこに相談に行ったらいいのか等、実例をもう少し地域に広げて欲しいと思います。
- 後見人の方が行える支援の範囲がどこまで出来るのか、具体的に教えてくれる研修があれば、ありがたい。
- ・市民後見制度の導入に向けた研修や施設職員(相談支援センター職員を含む)対象の研修会を実施することにより、対象者の相談に的確に対応でき、市との円滑な連携体制を構築できる。このことにより、対象者やご家族の不安を払しょくできると考える。
- 成年後見制度についての研修(家族向け)等、開催してほしい。
- ・成年後見人ができること、できないことがありますが、事例等をあげて、利用者、施設の 相談や、困り事時についてどこまで関われるのか等、研修があれば良いと思います。
- 制度内容全般
- ・障がい者分野で、利用している人の事例など聞きたい。
- ・行政が行う成年後見制度関連業務について(初回相談から市長申立てまでの流れ、市長申立ての対象者について)、市長申立て以外の相談窓口と申立ての流れ・必要書類について、 事例検討
- ・西条市包括が関わった困難事例の紹介等、他の方の支援や対応が勉強、参考になります。
- 専門職対象で困難事例を交えながら専門的な研修を開催してほしい。
- ・西条市に限ったことではないと思いますが、成年後見制度を広く知ってもらうために、対象を明確にした研修会の実施が必要だと思います。例えば、利用者及び家族向け、施設等支援者向け、金融機関又は医師等の関係機関向けなど、各対象ごとに成年後見制度の関わり方、捉え方が異なることから、研修内容もそうした個別性を持たせて企画したほうが効果的ではないでしょうか。
- 意思決定支援に関する各種ガイドラインが作成されていますので、後見人等と各関係機関 との間でこのようなガイドラインの趣旨を共有し、本人を中心とする支援につなげてい くための研修も必要だと思います。
- 今後予想される担い手不足に備えるためにも、市民後見人や法人後見の支援員養成のための研修を希望します。

・成年後見制度の在り方について。すなわち、財産管理だけでなく本人の意思を尊重した身 上監護重視という本質について。

### 質問12 成年後見制度について自由意見

- ・私自身、制度については知っているが、細かな内容、手続きの流れについて十分理解できていません。実際、成年後見制度を利用開始となる方をケアマネジャーの頃に担当していましたが、関わる者としては、後見人がつくことで一つ肩の荷がおりたような気がしてとても安心したことを今も覚えています。成年後見制度はまだ世間に十分に周知されておらず、また利用に関して敷居が高いと感じます。すばらしい制度をもっと身近で利用しやすい制度になることを望みます。
- ・実際の介護現場においては、医療面の判断が必要な場合が多く、今まではご家族や親族様のご協力をいただき必要な医療につなげることができているが、今後、社会構造の変化により、身近に支援者がいない場合が増えてくると想定される。医療同意権は後見人にはないため、意思決定支援のプロセスガイドラインに沿った取り組みを多職種で行っていくしかないと理解してはいますが、その辺りの法的整備を望みます。
- ・申請から選任までに時間がかかるため、特養としては入所者が選任される前に他界されて しまうという事例がありました。選任されるまでの期間の行政等によるフォローが必要 と感じています。
- ・成年後見制度について、聞いたことはあっても、身近に感じることなく、充分に周知されていない印象があります。制度の PR・広報を今以上に行い、制度についてわかりやすくまとめた物がほしい。
- ・業務に携わるようになり、年々高齢者夫婦、高齢者の独居が多くなり、身近に支援ができる環境が難しい状況に感じています。定年を機に親御さんの介護のために帰郷される方も何名かおいでます(家族とであったり、単身であったり)。慣れないことでのストレスもあり、親子関係が不穏となったり。制度の利用までにはいかなくても、支援を受けやすく相談しやすい環境が周知されると身近なこととして認識しはじめるのではと個人的には思います。
- ・当施設で検討していた方がいたが、毎月の費用が本人達が思っていたより多く、今後の生活も考慮し、利用しなかったケースがあったように思う。
- ・制度についてあまり周知されていない。
- •近い将来、独居高齢者が多くなることで判断能力が無くなった方達の権利 •生活を守るためにこの制度は必要不可欠なものとなると思うので、利用をすすめていく施策は必要であると思う。
- ・後見人によって対応に差があると感じた。今後、後見人の養成に努めてもらいたい。

- ・成年後見制度を利用するにあたり、かかる費用等詳細が知りたい。高齢になると費用負担が重く感じるのではないかと考えます。
- ・悪いイメージを持つ人もいます。信頼できるイメージアップも必要かも。
- ・今後、市内において高齢化も進み、また独居や高齢者のみ世帯の増加が進み、成年後見制度が必要なケースが増えると思われるが、スムーズに制度に結びつくシステムが必要と思います。
- ・現業務等にて、今までに制度利用が必要な方がほとんどいなかったが、相談があったり、 必要な時に支援できるよう理解しておきたい。
- ・今までは、成年後見制度を利用するまでに、近所や親類のかかわりが少なからずあったが、 コロナで外出や訪問が減り、孤立した独居の高齢者が増えている。はやめに相談をしても らえるよう広報に乗せていくのは大事だと思う。
- 今後のことを考え勉強したいと思います。
- 現状に困難はないが、身元引受人がいないケースへの対応には不安を感じている。
- ・立ち退きを迫られていた方、後見人の方が次の住居を探してくださり、家の確保がスムーズにできました。市とも協力しながら制度利用できるようになりました。後見人等の方とケアマネがお互い尊重しながら各専門分野で協力しながら支援していけたらいいと思います。
- とくにありません。
- ・後見人が必要と判断し行政に相談すると、よく「今は困ってないでしょう。」と聞く事が 多く見られています。その反面、行政の方から民間病院等に「将来困ってはいけないから」 と診断書等の依頼があったりします。その判断はどの基準なのかが疑問と思っています。
- 分かりやすく気軽に相談できる窓口を設けて欲しいとの利用者さんからの意見があった。
- 実際に一緒に関わる事があってもわかりにくいことが沢山あるので、また市役所に相談に 行きたいと思います。よろしくお願いいたします。
- ・障害者施設では、職員が手続きするケースがほとんどだと思います。スムーズに手続き、利用ができるようにしてほしい。
- ・家族の方から、何度も法人で後見人をしてほしいとの要望があったため、法人での後見人を検討してほしい。
- ・新居浜市社協では、法人として成年後見制度に取り組んでいる。西条市社協にも社会福祉 士が在籍しており、社協として積極的に成年後見制度に取り組むよう市として指導して いただきたい。(法人後見制度の推進)
- ・また、市民後見制度の導入についても、積極的に対応してもらいたい。
- 後見制度は必要であると思うが、申請書類や手続きが複雑で時間や日数がかかる為、手続きを簡素化してほしい。
- 手続きの費用や報酬額が高いと思う。金銭面の負担から、利用を考えていても実行できないこともあり、金銭面でも利用のハードルを下げる為の施策が必要だと思う。また社会福

祉法人等による法人後見の拡充が必要だと思う。

- ・市民の方向けのわかりやすい説明会
- 本人の財産と権利を守る為、法的な手続きもしてくれ、判断能力が不十分な人には必要な 制度だと思います。
- 障害者施設では、職員が手続きするケースがほとんどだと思います。スムーズに手続き、 利用ができるようにしてほしい。
- ・後見制度は必要であると思うが、①申請書類や手続きに時間や日数がかかる為、手続きを 簡素化してほしい。②手続きの費用や報酬額が高いと思う。金銭面の負担から、利用を考 えていても実行できないこともあり、金銭面でも利用のハードルを下げる為の施策が必 要だと思う。また社会福祉法人等による法人後見の拡充が必要だと思う。
- ・病院に置いておける一般市民向けのわかりやすい後見制度のパンフレット等があればよいと思います。
- ・死後の事務というのは、成年後見人等の義務ではないにも関わらず、身寄りのない方に関しては対応してくれていると知り、感謝の気持ちでいっぱいです。成年後見人等がついていると医療機関側も助かることがたくさんあります。患者さんにとっても心強い制度だと感じています。ただ、親族がする場合、申立て手続きに思った以上に時間を要する作業だと聞いたことがあります。大変な手続きだと拒否する親族も多くなってしまうのではないでしょうか。
- 入院時身寄りがなく、身元引受人等いない場合、入院当初は本人に判断能力が十分あって も、入院中に認知機能低下がみられたり、入退院を繰り返すうちに判断能力が低下するこ とがある。その時に成年後見制度を利用したい時があるが、申立てから利用開始まで非常 に時間を要するので、入院中に対応できない場合がある。後見人等決定までの時間短縮が 望まれる。
- ・現在家庭裁判所から弁護士の後見人の推薦依頼を受けると、弁護士会から推薦名簿に掲載された弁護士を推薦していますが、西条市を管轄する松山家庭裁判所西城支部における弁護士の成年後見人の成り手がいないのが現状です。紛争案件では弁護士が成年後見人につかないと一番困るのは西条市民の皆さんですので、西条市からも東予地域の弁護士に後見人となっていただくようにお願いしていただければ幸甚です。
- ・成年後見制度については、利用者がメリットを実感できる制度にするために運用・改善の 方策に取り組むことが求められているところですが、現状では、成年後見制度の利用前か ら利用に至った後までの一連の流れの中にいくつもの目詰まりが指摘されています。こ れを踏まえて、西条市では、どの部分がスムーズに流れ、どの部分がそうでない状況なの かの分析が必要だと思います。そのうえで、後者のスムーズに流れていない部分を解消す るための施策を計画的に取り組んでいくことが求められていると思います。

今回の成年後見制度利用促進にかかる諸施策は、単に成年後見制度の利用者を増やすことが目的ではなく、権利擁護のニーズを抱えている人をいち早く発見し、必要な支援につ

なげていくこと、それは早ければ早いほど選択肢が多く、結果的に本人の権利の擁護にも 資するといった観点から進められるべきもので、その中のツールのひとつとして成年後 見制度がうまく利用されるようになるにはどうしたらよいか、といった視点から今後の 西条市の施策を検討していただきたいと思います。

- ・西条市は、高齢も障がいも首長申立てを積極的に行っていただいていますが、場所的に専門職後見人の少ない地域だと思います。市民後見人や法人後見の支援員等の育成をしていただきたいと思います。
- ・以前、経済的虐待の首長申立ての後見を受任したが、その時点では障がいが担当だったが、 近い将来高齢の担当となるが、以前確認した時には、障がいから高齢の係に記録は引き継 がれないと聞いた。このような情報や障がいと高齢に分かれる家族間の情報などは共有 できるようにしてほしいと思います。
- ・今まで、専門職と言われる弁護士、司法書士は財産管理しか行わず本人の意思を尊重した 身上監護を軽視していたが身上監護重視で後見業務を行わなければならない。最高裁の 通達にもあるように報酬も財産の額だけでなく、身上監護もどれだけ行っているかも考 慮して報酬を決定すべきである。成年後見制度利用促進制度も明らかにその方向で制定 されている。それができる後見人を推薦すべきである。
- ・他市町と比較すると、市長申立・報酬助成等について積極的に実施されていると感じております。

# 関連用語解説

为压力	
成年後見制度の利用	平成 28 年 4 月成立。成年後見制度が十分に利用されていない
促進に関する法律(成	ことに鑑み、成年後見制度の利用の促進についてその基本理念を
年後見制度利用促進	定め、国の責務等を明らかにし、基本方針その他の基本となる事
法)	項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施
	策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。
成年後見制度利用促	平成 29 年 3 月 24 日に、成年後見制度利用促進法に基づいて
進基本計画(国基本計	閣議決定された計画。成年後見制度の利用の促進についての基本
画)	理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに
	基本方針その他の基本となる事項が定められており、基本計画に
	基づいて、関係省庁が連携して総合的かつ計画的に成年後見制度
	利用促進策に取り組むこととされている。
第三者後見人(専門職	成年後見等開始の申立てを行い、親族以外の第三者が後見人等に
後見人)	選任された場合の成年後見人等のこと。
	第三者後見人のうち、弁護士、司法書士、社会福祉士等の有資格
	者が選任された場合は専門職後見人と呼ばれる。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO 法人等の法人が成年後見人等と
	して選任され、親族や専門職等が個人で成年後見人等に就任した
	場合と同様に、判断能力が不十分な人の支援を行うこと。
市民後見人	親族や専門職以外の人で、本人と親族関係がなく、主に社会貢献
	のため、地方自治体や後見関連団体等が行う後見人養成講座等に
	より、成年後見制度に関する一定の知識や技術、態度を身に付け
	た上、他人の成年後見人等になることを希望して、家庭裁判所か
	ら選任された成年後見人等のこと。
首長申立て	首長(市区町村長)が成年後見制度利用を申立てること。本人の
	福祉を図るために成年後見人等が必要であると思われる方に、親
	族がいない、居ても遠方にいる、あるいは申立てることを拒否す
	る等の場合に首長による申立てが可能であり、老人福祉法第32
	条、知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉に
	関する法律第51条の11の2にその旨が明記されている。
福祉サービス利用援	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が
助事業(日常生活自立	不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者と
支援事業)	の契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。都道府
	県・指定都市社会福祉協議会が実施主体となっており、各市町村
	の社会福祉協議会等が相談・窓口業務を実施している。

#### 西条市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成 19 年 6 月 5 日 (要)告示第 29 号

改正 平成 28 年 3 月 31 日 (要) 告示第 45 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者 (以下「要支援者」という。)の権利擁護を促進するため、老人福祉法(昭和 38 年法律 第 133 号)第 32 条、知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 28 条及び精神保健 及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 51 条の 11 の 2 の規定 に基づき、市長が家庭裁判所に対して行う後見開始等の審判の申立て(以下「審判の 申立て」という。)及び成年後見制度利用の支援について必要な事項を定めるものと する。

(支援の種類)

- 第2条 支援の種類は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 前条に掲げる各法の規定に基づく市長が行う審判の申立てに関する支援
  - (2) 審判の申立てに係る収入印紙代、登記印紙代、郵便切手代、診断書料、鑑定料等 (以下「審判の申立てに係る費用」という。)に関する支援
  - (3) 成年後見人、保佐人及び補助人(以下「成年後見人等」という。)に対する報酬に関する支援

(審判の申立ての種類)

- 第3条 市長が行う審判の申立ての種類は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 後見開始の審判(民法(明治29年法律第89号)第7条)
  - (2) 保佐開始の審判(民法第11条)
  - (3) 保佐人の同意権の範囲を拡張する審判(民法第13条第2項)
  - (4) 保佐人に代理権を付与する審判(民法第876条の4第1項)
  - (5) 補助開始の審判(民法第15条第1項)
  - (6) 補助人に同意権を付与する審判(民法第17条第1項)
  - (7) 補助人に代理権を付与する審判(民法第876条の9第1項)

(審判の申立ての対象者)

- 第4条 市長が行う審判の申立ての対象者(以下「対象者」という。)は、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定により本市に住所等が記載され、又は登録されている要支援者で、次の各号のいずれかに該当し、当該要支援者を保護するために審判の申立てを市長が必要と認めたものとする。
  - (1) 配偶者及び2親等の親族がいないこと。
  - (2) 配偶者及び2親等内の親族があっても、審判の申立てを拒否していること又は虐

待の事実等があること。

- (3) 配偶者及び2親等内の親族が戸籍上確認できるが、音信不通の状況にあること。
- 2 前項の規定にかかわらず、3 親等又は4 親等の親族があって、審判の申立てをする 者の存在が明らかであるときは、市長が行う審判の申立ては行わない。

(審判の申立ての判断基準)

- 第5条 市長は、審判の申立てを行うに当たっては、次に掲げる事項を総合的に考慮して行うものとする。
  - (1) 対象者の事理を弁識する能力
  - (2) 対象者の生活状況、健康状況、収入資産等の状況
  - (3) 対象者の福祉を図るために審判の申立てが必要な事情

(審判の申立ての要請)

- 第6条 次の各号に掲げる者は、対象者がいると判断したときは、後見開始等の審判の 申立て要請書(様式第1号)により市長に対し審判の申立ての要請をすることができ る。
  - (1) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条に規定する事業及び介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条に規定する事業に従事する職員
  - (2) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院及び診療所並びに地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項に規定する保健所の職員
  - (3) 社会福祉法第 15 条に規定する福祉事務所の所長
  - (4) 民生委員
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、要支援者の日常生活のために有益な援助をしている 者

(要請者への回答)

第7条 市長は、前条に掲げる者から審判の申立ての要請があった場合において、当該 要請に対する対応を決定したときは、後見開始等の審判の申立て要請に対する回答書 (様式第2号)により、当該要請をした者に回答するものとする。

(費用の負担)

- 第8条 市長は、審判の申立てに係る費用を負担するものとする。
- 2 前項の費用について、家庭裁判所が対象者その他の者(以下「関係人」という。) に対しその費用の全部又は一部について負担すべき命令をしたときは、市長は、その 指定する関係人に対し当該費用を請求するものとする。
- 3 前項に規定する請求は、後見開始等の審判の申立てに係る費用の請求書(様式第3号)により行うものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当する者である場合は、当該費用を請求しないものとする。
  - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく被保護者

- (2) 審判の申立てに係る費用を負担することで生活保護法による要保護者となる者
- (3) その他審判の申立てに係る費用を負担することが困難であると市長が認めた者 (報酬の助成)
- 第9条 市長は、前条第4項各号に掲げる者(以下「申請者」という。)に対し、家庭裁判所が決定した成年後見人等への報酬の全部又は一部を助成することができる。ただし、助成金の額は、月額3万円を限度とする。

(報酬の助成の申請)

- 第 10 条 申請者は、前条に規定する報酬の助成を受けようとするときは、成年後見人 等の報酬助成金申請書(様式第 4 号)に、家庭裁判所が発行する報酬付与の審判の決定 通知書の写し等を添付し、市長に提出しなければならない。
- 2 申請者が死亡した場合において、申請者に助成すべき前条に規定する報酬に係る助 成金が交付されていないときは、成年後見人等であったものが当該助成金の申請をす ることができる。

(助成の決定及び却下)

第 11 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成の可否を 決定し、成年後見人等の報酬助成金交付決定(却下)通知書(様式第 5 号)により、申請 者又は申請者に係る成年後見人等に通知するものとする。

(助成金の請求)

第 12 条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた申請者又は申請者に係る成年後 見人等は、成年後見人等の報酬助成金請求書(様式第 6 号)を市長に提出しなければな らない。

(申請者に係る成年後見人等の報告義務)

- 第 13 条 助成金の交付を受けた申請者に係る成年後見人等は、当該申請者の資産状況 又は生活状況に変化があったときは、速やかに、市長に報告しなければならない。 (助成金の返還)
- 第 14 条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金を受けた者があるときは、その者に対して、その助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。 (助成の廃止等)
- 第 15 条 市長は、助成金を受けた申請者の死亡又は資産状況若しくは生活状況の変化等により、助成の理由が消滅し、又は著しく変化したと認めるときは、助成を廃止し、又は助成金額を増減することができる。

(住所地特例等の取扱い)

- 第16条 第4条に規定する対象者には、介護保険法の規定により本市が保険者となっている場合又はその他法令の規定により援護を行っている場合を含むものとする。 (その他)
- 第17条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に

定める。

附則

この告示は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 31 日 (要) 告示第 45 号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

年	Ē	月	日

西条市長 殿

要請者	住所	
	氏名_	印

## 後見開始等の審判の申立て要請書

西条市成年後見制度利用支援事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり後見開始等の審判の申立てを要請します。

記

1 審判の申立ての対象者

住所

氏名 年月日生)性別( )

- 2 対象者の精神上の障害の程度
- 3 対象者の健康状況
- 4 対象者の生活状況及び収入資産等の状況
- 5 審判の申立てが必要な事情

様式第2号(第7条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

印

様

西条市長

# 後見開始等の審判の申立て要請に対する回答書

年 月 日付けの後見開始等の審判の申立て要請については、西条市成年後見制度利用支援事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり回答します。

記

1 審判の申立ての対象者

住所

氏名 年月日生)性別()

2 要請に係る回答

様式第	3	묽	(第	8	条	関係	系)
コイナリンノノ	$\boldsymbol{\sigma}$	′.	(カナ	$\circ$	$\sim$	ᅜᆡ	ハハ

 第
 号

 年
 月

 日

様

西条市長印

## 後見開始等の審判の申立てに係る費用の請求書

西条市成年後見制度利用支援事業実施要綱第8条の規定に基づき、後見開始等の審判の申立てに係る費用について、下記のとおり請求します。

記

1 審判の申立ての対象者

住所

氏名 年月日生)性別( )

2 請求額 円

(内訳: )

- 3 請求の根拠
- 4 法定後見の状況
  - (1) 法定後見の区分 後見・保佐・補助
  - (2) 法定後見の開始日 年 月 日
  - (3) 成年後見人等の氏名
  - (4) 成年後見人等の住所

年 月 日

西条市長	殿
И <del>Ж</del> П <del>Т</del>	E.△

申請者	住所_	_
	氏名_	印

### 成年後見人等の報酬助成金申請書

西条市成年後見制度利用支援事業実施要綱に規定する成年後見人等に対する報酬に 関する支援について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 成年被後見人等

住所電話

氏名 年月日生)性別()

2 成年後見人等

住所電話

氏名 年月日生)性別( )

成年後見人等の区分 成年後見人・保佐人・補助人

3 生活保護受給の有無

有 (年月日から受給)・無

- 4 助成金の申請額 円
- 5 報酬付与の審判の決定額 円
- 6 添付書類
  - ・報酬付与の審判の決定通知書の写し
  - ・家庭裁判所へ提出した成年被後見人等の財産目録の写しその他の財産状況がわかる書類
  - ・成年後見等の開始の事実を明らかにする書類

 第
 号

 年
 月

 日

様

西条市長

印

#### 成年後見人等の報酬助成金交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のありました成年後見人等の報酬助成金の交付については、下記のとおり決定します。

記

- 1 助成の可否 可 ・ 否 (否の場合の理由)
- 2 助成金の決定額 円
- 3 助成金の交付対象者 住所

氏名

(不服の申立て等)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として(西条市長が被告の代表者となります。)提起すること ができます (なお、この決定を知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起する ことができなくなります。)。ただし、1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に 対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

# 様式第6号(第12条関係)

# 成年後見人等の報酬助成金請求書

							年	月	目	
西条市長		殿								
				請求者	住所_					_
					氏名_					_ 印
			成年	F被後見 <i>。</i>	人等氏》	名				_
	請求金額				F	円				

成年後見人等の報酬助成金について、上記のとおり請求します。なお、請求金額については、次の口座に振り込みください。

	銀行					
金融機関名	信用金庫	本・支店				
	農協					
口座種別	普通 •	当座				
口座番号						
フリガナ						
口座名義人						

西条市成年後見制度利用促進基本計画 令和4年度~令和8年度 令和4年3月

発行 西条市福祉部包括支援課 〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 TEL:(0897)52-1412 FAX:(0897)52-1408